

納 税 者 番 号 制 度

経済財政改革の基本方針 2007 〈抄〉 ～「美しい国」へのシナリオ～

平成 19 年 6 月 19 日
閣 議 決 定

第3章 21世紀型行財政システムの構築

2. 税制改革の基本哲学

【実現すべき6つの柱】

(6) 納税者の信頼確保と公平・効率的な徴収体制の構築

- ・ 納税者番号の導入に向けて、社会保障番号との関係の整理等を含め具体的な検討を進める。
- ・ 税制を簡素化するとともに、電子申告を促進し、徴収方法を効率化する。

平成 19 年度の税制改正に関する答申（抄）
－ 経済活性化を目指して －

平成 18 年 12 月 1 日
政府税制調査会

Ⅱ 総合的な税制改革の流れの中での平成 19 年度税制改正

3. 国民生活に関連する税制

（2）円滑・適正な納税のための環境整備

納税者番号制度は、各種資料の名寄せ・突合を効率化することにより、税務行政の効率化・高度化、ひいては適正・公平な課税に資するものである。今後、住民票コードや基礎年金番号、いわゆる「社会保障番号」の活用可能性を検討しつつ、これまで以上に積極的な取組が必要である。

納税者番号制度のしくみ

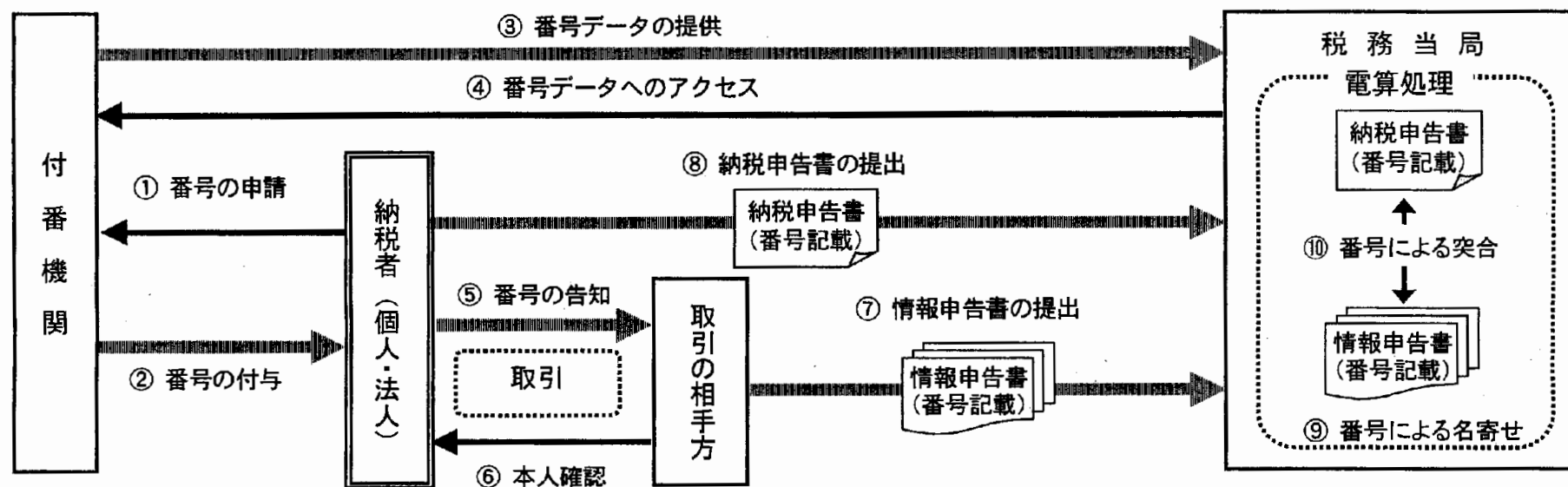
納税者番号制度とは、

納税者に広く番号を付与し、

(イ) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を告知すること

(ロ) 納税申告書及び取引の相手方が税務当局に提出すべき情報申告書に番号を記載すること

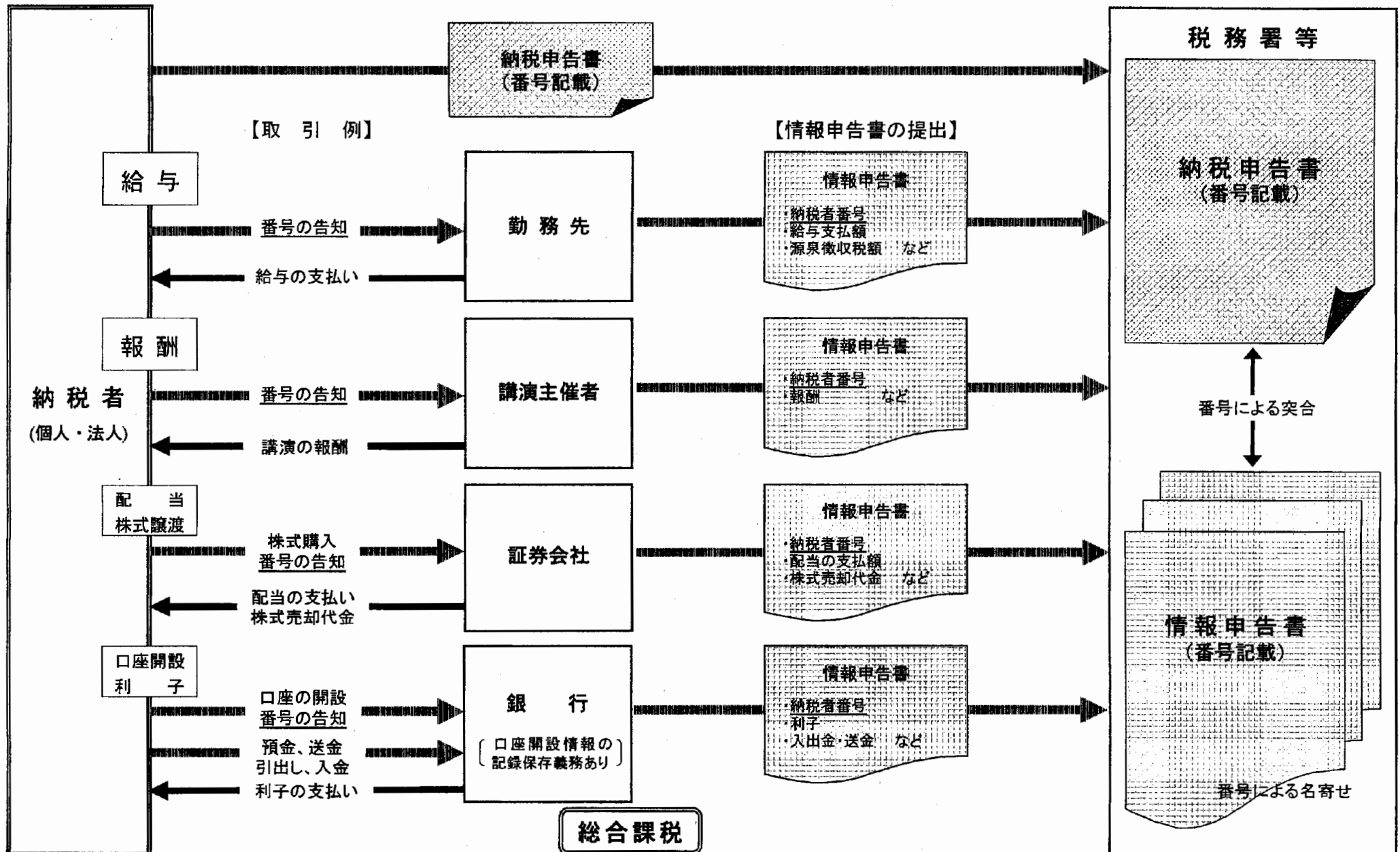
を義務づけることにより、納税者から提出される申告書と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に整理(名寄せ)及びマッチング(突合)する方式である。



主要論点

- 付番制度 (付番方式、民間利用等)
- 番号記載の対象となる取引の範囲
- セキュリティ確保、プライバシー保護
- 番号利用に係るコスト、経済取引への影響等

(参考) アメリカの納税者番号制度(イメージ)



(注) 本図は、外国の制度を参考にイメージ図としたものであり、分りやすさを重視しているため精緻なものとはなっていないことに留意する必要がある。

税制調査会における納税者番号制度審議の推移

年代	審議の内容
昭和53年 ～昭和60年	【利子・配当所得の課税のあり方に関する検討での議論】 ・ 利子・配当所得課税等については、総合課税が現実的に可能となる条件をできる限り早期に整備すべき(昭和53年度答申) ・ 利子・配当所得の適正な把握のためいわゆる納税者番号制度の導入を検討すべきであるとする意見(昭和54年度答申) ・ グリーンカード制度の検討(昭和60年廃止)
昭和61年 ～平成5年	【主に利子・配当所得、有価証券譲渡益の課税のあり方に関する検討での議論】 ・ 納税者番号等検討小委員会を2度開催(昭和63年12月報告及び平成4年11月報告) 納税者番号制度の概要、制度をめぐる諸問題とその考え方(付番方式、コスト、経済取引への影響、プライバシー保護、国民の理解等)につき検討
平成6年 ～平成9年	【納税者番号制度を導入する効果について幅広い観点から検討】 ・ 納税者番号制度を導入する効果に関し、3つの類型とそのイメージ図を提示(平成7年度、8年度答申) (イ)税務行政の機械化・効率化による課税の一層の適正化 (ロ)総合課税の実施 (ハ)相続税等の資産課税への利用
平成10年 ～ 現在	【納税環境の整備としての納税者番号制度の検討】 適正・公平な課税の実現 税務行政の効率化・高度化 納税者番号をめぐる諸状況の変化(経済取引の国際化・電子化、番号利用の一般化) 納税協力(税制への信頼と納税過程における法令遵守)の向上

(注) 年代の区分は本資料作成にあたり、推移をわかりやすくするため事務局が分類したものである

平成16年 ～ 現在	【金融番号制度の導入の検討】 ・ 金融所得課税の一体化に向けた納税環境の整備の必要性 (損益通算の適用を受けようとする者のみが番号を利用する選択制)
---------------	--

主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

		番号の種類	適用業務	付番者（数）	人 口 (2001 年現在)	付番維持 管理機関	付番の根拠法	実施年
社会保障番号を活用	ア メ リ カ	社会保障番号 (9 桁)	税務、社会保険、年金、 兵役等	約4億200万人(累積数) (2000 年現在)	2 億 8,480 万人	社会保障庁	社会保障法	1962 年
	カ ナ ダ	社会保険番号 (9 桁)	税務、失業保険、年金等	約 3,153 万人 (累積数) (1997 年現在)	3,111 万人	人的資源開発省	失業保険法	1967 年
住民登録番号を活用	デンマーク	統一コード (10 桁)	税務、年金、住民管理、 諸統計、教育等	全住民	533 万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する 法律	1968 年
	スウェーデン	統一コード (10 桁)	税務、社会保険、住民管 理、諸統計、教育等	全住民	883 万人	国税庁	人口登録制度に関 する勅令・政令	1967 年
	ノルウェー	統一コード (11 桁)	税務、社会保険、諸統計、 教育、選挙等	全住民	451 万人	登録庁	人口登録制度に関 する法律	1970 年
	韓 国	住民登録番号 (13 桁)	税務、社会保障、 旅券の発給等	全住民	4,734 万人	行政自治部	住民登録法	1993 年
	シンガポール	統一コード (1 文字 8 数字)	税務、年金、車両登録等	全住民	413 万人	内務省 国家登録局	国家登録法	1995 年
税務番号	イ タ リ ア	統一コード (文字及び数字 の組合せ)	税務、諸許認可等	約 5,000 万人 (1997 年現在)	5,795 万人	経済財政省	納税者登録及び納 税義務者の納税番 号に関する大統領 令	1977 年
	オーストラリア	統一コード (9 桁)	税務、所得保障等	約 1,250 万人 (1996 年現在)	1,949 万人	国税庁	1988 年度税制改 正法	1989 年

（注） イギリス、フランス及びドイツには納税者番号制度はない。

（出所）「諸外国の納税者番号制度調査」（1996 年 3 月）等

主要国における個人所得課税の方法(未定稿)

(2007年7月現在)

	日本	ドイツ	イギリス	フランス	アメリカ	オーストラリア	カナダ	スウェーデン	
納税者番号 制度の有無	×	× (注4)	×	×	○ 1962年導入	○ 1989年導入	○ 1967年導入	○ 1967年導入	
所得税率 (国税)	5~40% 6段階	15~45% +連帯付加税(注5) 方程式	10,22,40% 3段階	5.5~40% +8%(社会保障関連 諸税) 4段階	10~35% 6段階	15~45% +1.5%(国民健康保 険税) 4段階	15.5~22% 4段階	20,25% 2段階	
	給与の源泉徴収 ○ (年末調整等有り)	○ (年末調整等有り)	○ (年末調整等有り)	△(注8)	○	○	○	○	
金融 資産 性 所得 の 課 税 方 法 (注1)	利子	源泉分離課税 (15%+地方税5%)	総合課税(注6) (30%)	総合課税(注7) (20%)	①総合課税(注9) (無し) ②源泉分離課税 (27%)	総合課税 (無し)(注10)	総合課税 (無し)(注10)	総合課税 (無し)	源泉分離課税 税率:30% (30%)
		配当	申告不要又は 総合課税(注2) (15%+地方税5%) 又は(20%)(注2)	総合課税(注6) (20%)	総合課税(注7) (無し)	総合課税(注9) (無し)	総合課税(注11) (無し)(注10)	総合課税 (無し)(注10)	総合課税 (無し)
	株式譲渡益		申告分離課税 税率:注3参照 (15%+地方税5%)(注3)	原則非課税(注8) 〔12ヶ月未満の 短期売買等は 総合課税〕	総合課税(注7) (無し)	申告分離課税 税率:27% (無し)	総合課税(注11) (無し)(注10)	総合課税 (無し)	総合課税 (無し)

(注1) 金融資産性所得の課税方法内のカッコ書きは、各所得区分における源泉徴収税率を示す。

(注2) 日本の配当に対する課税は、上場株式等に係る配当等については、国税15%+地方税5%(平15.4.1~平21.3.31は国税7%+地方税3%)の税率による源泉徴収の上、総合課税又は確定申告不要を選択することができる。上場株式等以外の株式等に係る配当等については、国税のみ20%の税率による源泉徴収の上、総合課税であるが、国税については、1回に支払を受ける金額が10万円に配当計算期間の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額以下のものについて確定申告不要を選択できる。(地方税は金額にかかわらず総合課税)

(注3) 日本の株式等に係る譲渡益に対する課税は、国税15%+地方税5%(上場株式等については、平15.1.1~平20.12.31は国税7%+地方税3%)の税率による申告分離課税となる。ただし、源泉徴収を選択した特定口座を通じて行われる上場株式等の譲渡益については、国税15%+地方税5%(平16.1.1~平20.12.31は国税7%+地方税3%)の税率による源泉徴収の上、確定申告不要を選択できる。

(注4) ドイツの納税者番号制度は、納税の確認や納税義務者の特定等、円滑な徴収の実現のために導入されることが2008年11月に公表されたが、具体的な導入時期は未定である。

(注5) ドイツの所得税は共有税。また、連帯付加税としてさらに所得税額の5.5%が課される。

(注6) ドイツの金融資産性所得の課税方法については、2008年1月から原則25%の源泉分離課税方式が導入される予定となっている。

(注7) イギリスでは、利子、株式譲渡益については、通常の税率に代えて、10,20,40%が、配当については、10,32.5%が課される。

(注8) フランスでは、給与については、所得税の源泉徴収は無いが、社会保障関連諸税については源泉徴収が行われる。

(注9) フランスでは、金融資産性所得については社会保障関連諸税としてさらに3%が課され、5.5~40%+11%(社会保障関連諸税)の税率が適用される。

(注10) アメリカ、オーストラリアにおいては、利子、配当等の支払いを受ける者が、支払いを行う者に納税者番号を告知しない場合、源泉徴収義務を課している。(裏打ち源泉徴収制度。税率は、アメリカ:28%、オーストラリア:46.5%)

(注11) アメリカの連邦税では、配当及び長期キャピタルゲイン(1年超保有資産の譲渡益)については、2003年から2007年まで通常の税率に代えて、5,15%の税率が課される。

納税者番号として求められる基礎的条件

(「個人所得課税に関する論点整理」等による。)

●「個人所得課税に関する論点整理」(抄)(平成17年6月 税制調査会基礎問題小委員会)

6. 納税環境の整備

(1) 納税者番号制度

ハ) 納税者番号制度を議論する上で、そもそも税務行政にのみ活用される番号制度として考えるのか、税務も含め、広く行政全般に利用される番号制度として考えるのかという点については整理しておく必要がある。

現下の著しい情報通信技術の進展を踏まえ、わが国では、世界最先端のIT国家を目指し各種の取組みが行われている。その中でも、電子政府・電子自治体の構築は重要な課題と位置付けられている。利便性を考えれば、こうした番号制度についても、税務行政にとどまらず様々な行政分野で活用されることが望ましい。しかしながら、本来、こうした問題は、高度情報通信社会におけるわが国行政のあり方をどう考えるかといった見地から、政府全体として幅広い検討を行った上で、最終的には国民全体として判断すべき性格のものであろう。

いずれの場合であっても、当該番号が税務行政に活用される以上、法律上の根拠を持ち、全国一連の番号によって、大多数の国民を、二重付番なく生涯にわたってカバーし、番号を付与した後の住所・氏名等の異動を管理できる体制となっていることは最低限必要である。また、プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分確保されることが不可欠であろう。そうした意味からは、基礎年金番号を利用する「年金番号方式」については、法律上の根拠を付与し、年金非対象者等も含め広く全国民に自動的に付番する仕組みとするなどの改善が必要である。住民票コードについては、既に法律上の枠組みが存在することから、喫緊の課題として税務行政に活用される番号制度を早急に導入する必要がある場合には、「住民基本台帳方式」を採ることが現実的であろう。ただしその場合には、住民票コードの民間利用を許容することが必要となる。

- ① 法律上の根拠を持つこと。
- ② 全国一律の番号によって、大多数の国民を、二重付番なく生涯にわたってカバーしていること。
- ③ 番号を付与した後の住所・氏名等の異動を管理できる体制となっていること。
- ④ 民間利用が許容され、納税者と相手方との自己証明・本人確認の場面で活用できること。
- ⑤ プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分確保されていること。

加えて、国民の利便性や行政の効率性の観点から、受益を伴う行政分野をはじめ、様々な行政分野で活用されている番号であることが望ましい。

個人付番方式の比較（未定稿）

	「基礎年金番号」	「住民票コード」
根拠規定	・ 国民年金法施行規則(厚生省令) (注)参照	・ 住民基本台帳法
付番機関	・ 社会保険庁 (注)参照	・ 市区町村(都道府県又は全国センターにおいても管理)
付番対象者	・ 公的年金加入者等(外国人も含む)	・ 居住者(外国人を除く)
保有情報	・ 番号 + 氏名、生年月日、性別、住所、公的年金加入情報 (注)住所の変更は、原則として本人の届出による。(注)参照	・ コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日、理由等)
他の行政機関に提供される情報	・ なし	・ コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日・理由等) (法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定)
目的	・ 公的年金の制度運営の一層の適正化 未加入者問題への対応 併給調整の適正化 行政サービスの向上(年金相談・年金裁定)	・ 住民基本台帳事務の簡素化・効率化(転入・転出事務等) ・ 国の行政機関等への情報提供 (法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定) ・ 住民に対する様々なサービス提供 (条例による市町村独自の利用等)
プライバシー保護規定	・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (注)参照	・ 住民基本台帳法による厳格な保護措置
民間での利用	・ 加入者本人に他に利用されないよう注意喚起 (注)参照	・ 住民基本台帳法で民間による利用を禁止
実施状況	平成9年1月 実施	平成15年8月 住民基本台帳ネットワーク本格稼働

(注) 基礎年金番号については、社会保険庁改革関連法(平成19年6月成立)において、①基礎年金番号の法定化、②社会保険庁を廃止・解体し、日本年金機構を設立する、③住基ネットの活用により、住所等の変更届を原則として不要とする、④日本年金機構法に年金個人情報の保護に関する規定を整備、⑤住民票コードと同様の利用制限等の規定を整備、等の措置が盛り込まれている。

(上記③を除いては、平成22年4月1日までの間に政令で定める日から施行、③については、平成23年4月1日から施行。)

「社会保障番号」について

- 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006』(平成18年7月7日閣議決定)において、「社会保障番号の導入など社会保障給付の重複調整という視点からの改革などについても検討を行う。また、社会保障個人会計(仮称)について、個々人に対する給付と負担についての情報提供を通じ、制度を国民にとって分かりやすいものとする観点から、検討を行う。」とされている。
- 『日本経済の進路と戦略～新たな「創造と成長」への道筋～』(平成19年1月18日経済財政諮問会議)において、「国民の利便の向上等の観点から、社会保障番号の導入などについても検討を行う。」とされている。
- 『経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～』(平成19年6月19日閣議決定)において、「納税者番号の導入に向けて、社会保障番号との関係の整理等を含め具体的な検討を進める。」とされている。

所得課税に関するもの

- I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの
 - 1 利子等の支払調書(注1)
 - 2 国外公社債等の利子等の支払調書(注1)
 - 3 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
 - 4 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書
 - 5 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書
 - 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
 - 7 配当等とみなす金額に関する支払調書
 - 8 名義人受領の利子所得の調書
 - 9 名義人受領の配当所得の調書
- II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの
 - 10 不動産等の譲受けの対価の支払調書
 - 11 株式等の譲渡の対価の支払調書
 - 12 交付金銭等の支払調書
 - 13 信託受益権の譲渡の対価の支払調書
 - 14 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
 - 15 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
 - 16 特定新株予約権の付与に関する調書
 - 17 特定株式等の異動状況に関する調書
 - 18 新株予約権の行使に関する調書
 - 19 株式無償割当てに関する調書
 - 20 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書
 - 21 特定口座年間取引報告書(注2)
 - 22 先物取引に関する調書
- III 給付補てん金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの
 - 23 定期積金の給付補てん金等の支払調書(注1)
 - 24 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
 - 25 生命保険契約等の一時金の支払調書
 - 26 生命保険契約等の年金の支払調書
 - 27 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
 - 28 損害保険契約等の年金の支払調書
 - 29 無記名割引債の償還金の支払調書
 - 30 特定振替国債等の償還金等の支払調書
- IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの
 - 31 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
 - 32 保険代理報酬の支払調書
 - 33 不動産の使用料等の支払調書
 - 34 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
 - 35 給与所得の源泉徴収票(住民税:給与支払報告書)
 - 36 退職所得の源泉徴収票(住民税:退職所得の特別徴収票)
 - 37 公的年金等の源泉徴収票(住民税:公的年金等支払報告書)
- V 非居住者等に関するもの
 - 38 非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書
 - 39 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
 - 40 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
 - 41 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
 - 42 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
 - 43 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
 - 44 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
 - 45 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書
- VI その他
 - 46 信託の計算書
 - 47 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書

資産課税に関するもの

- 48 生命保険金・共済金受取人別支払調書
- 49 損害(死亡)保険金・共済金受取人別支払調書
- 50 退職手当金等受給者別支払調書
- 51 信託に関する受益者別(委託者別)調書

その他

- 52 国外送金等調書

(注) 1. 上記1、2、8、23の支払調書については、個人に支払う場合には税務署への提出は要しない。
2. 源泉徴収選択口座については、特定口座年間取引報告書の税務署への提出は要しない。

主要国における法定資料制度の概要(個人)

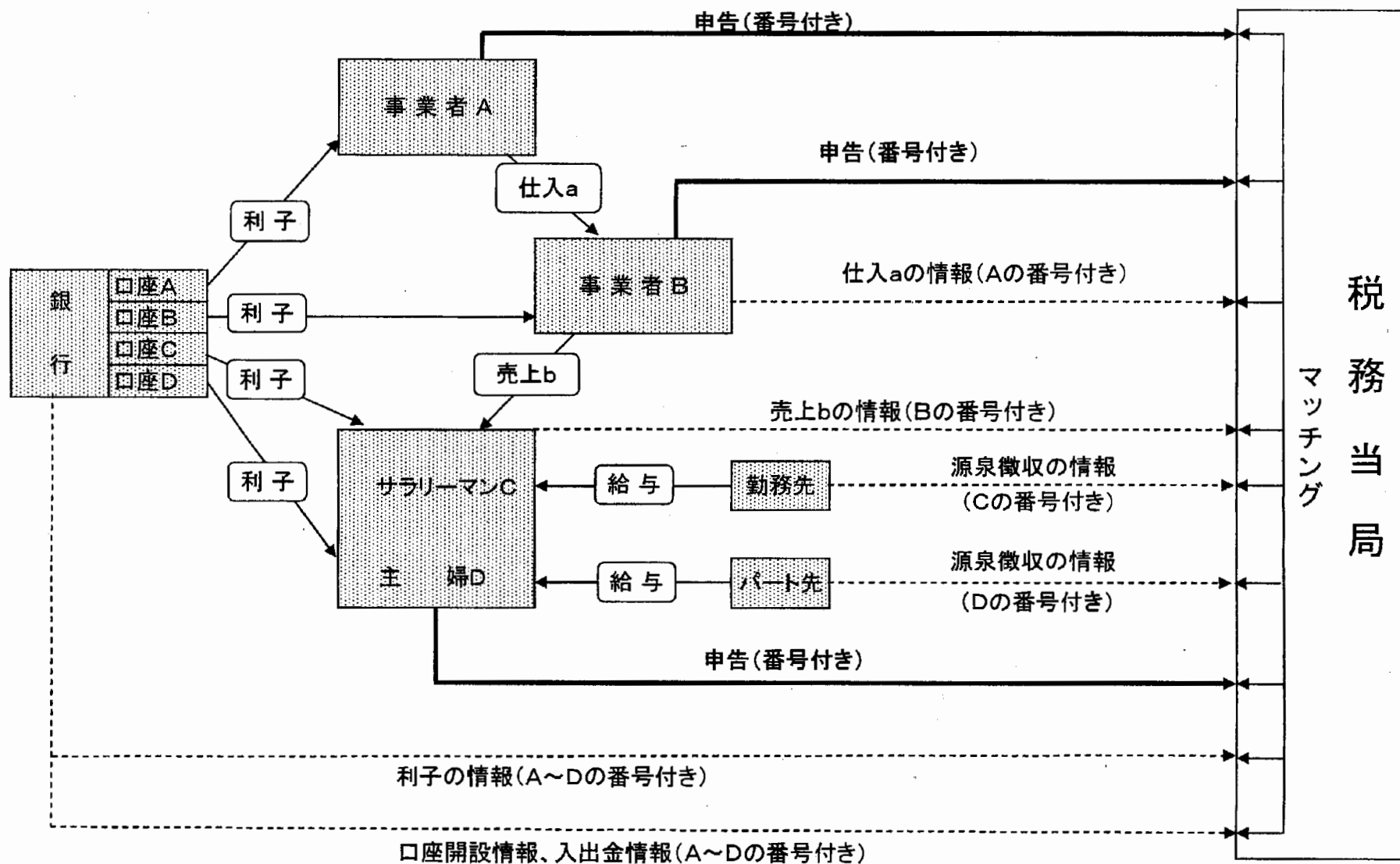
未定稿

	アメリカ	オーストラリア	イギリス	フランス	日 本
納 税 者 番 号	○	○	×	×	×
金融所得					
・ 利子	○	○	○	○	×
・ 配当	○	○	○	○	(源泉分離課税) ○
・ 株式譲渡	○	○	○	○	○
事業所得	×	×	×	×	×
給与所得	○	○	○	○	○
不動産譲渡	○	×	○	×	○
国内送金、預金の入出金	○	×	×	×	×
海外送金	○	×	×	×	○
				(但し、記録保存義務あり)	
金融資産					
・ 預貯金口座開設	×	○	×	○	×
	(但し、記録保存義務あり)				
・ 株式保有	×	×	○	×	×
不動産	×	×	×	×	×
貴金属	×	×	×	×	×
海外資産	○	×	○	○	×

- (注) 1. 「法定資料」とは、取引の内容等を記載した資料を税務当局に提出することを義務付けている資料をいう。
 2. 上記法定資料の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略範囲等があることに留意する必要がある。
 3. イギリスにおいては、法定資料の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。
 4. ドイツには、法定資料制度は原則として存在しないが、代替的役割を果たし得る制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。

(出所) 「諸外国における資料情報制度及び納税者番号の活用に関する調査」報告書(2007年3月)等

法定資料制度と納税者番号（イメージ）



納税者番号制度に関する政府税調の指摘

～「個人所得課税に関する論点整理」(抄)(平成17年6月 税制調査会基礎問題小委員会)～

6. 納税環境の整備

(1) 納税者番号制度

イ) 近年における IT 化の著しい進展、また、所得把握の正確性を求める声の高まりの中で、納税者番号制度についても従来以上に積極的な議論を行う必要がある。そのためにも、これまで以上に掘り下げた論点整理をしておきたい。

納税者番号制度は、各種資料の名寄せ・突合を効率化することにより、税務行政の効率化・高度化、ひいては適正・公平な課税に資するものであり、これまで主として金融所得の課税方式との関係において議論されてきた。具体的には、諸外国にも見られるように、金融所得も含めた総合課税の下で、税務当局における納税申告書と支払調書の効率的なマッチングに納税者番号を活用するという方向である。しかしながらわが国においては、金融所得課税について、投資家のニーズを踏まえつつ、他の所得と分離し、なるべく源泉徴収によって課税関係を終了させていくとの方向で課税方式の見直しが進められてきた。こうした取組みを前提とする限り、金融所得課税そのもののために納税者番号制度を導入する必要性は大きくはない。ただ、金融所得課税一体化の一環として損益通算の範囲を拡大するにあたっては、損益通算の適用を受けようとする者には申告を行ってもらい、税務当局において申告書の内容と支払調書の内容とをマッチングする必要がある。そのため、損益通算を希望する者の選択による金融番号の導入は不可欠である。

ロ) 一方、諸外国の経験を超えて、事業所得に関しても納税者番号制度を活用することができないかという議論がある。税務当局が、個々の個人事業者の事業所得を正確に把握するためには、個々の事業者の収入(売上げ)や必要経費(仕入れ及び間接経費)の額を把握する必要がある。売上げを把握するためには、当該納税者の取引相手方である代金の支払い者が番号付きの資料情報を税務当局に提出する必要がある。こうした仕組みを事業者間取引に導入し、事業所得の捕捉に役立てることは想定し得よう。しかしながら、一般の消費者を顧客としている小売業やサービス業にかかる売上げを把握するため、消費者が番号付きの資料情報を税務当局に提出することは実際問題としては不可能である。このように、納税者番号制度を用いた事業所得の把握には自ずから限界があることを認識せねばならない。なお、上述の金融所得課税における必要性とは離れて、金融資産に係る情報について税務当局が把握できる制度とすれば、所得の間接的な把握には役立つこととなる。

納税者番号制度さえあれば、適正・公平な課税が全面的に実現するという誤解が一部に見られる。しかしながら、例えば、ある納税者の売上げの額が把握できたとしても、その売上げが取引相手方にとって仕入れであるのか家事関連経費であるのかまではチェックできない。このように、納税者番号制度には、取引の全てを把握できるかといった量的な面に加え、個々の取引の質的な把握という面でも限界があることを念頭に置き、官民を通じたコスト・ベネフィットの観点にも十分留意していく必要がある。

ハ) 納税者番号制度を議論する上で、そもそも税務行政にのみ活用される番号制度として考えるのか、税務も含め、広く行政全般に利用される番号制度として考えるのかという点については整理しておく必要がある。

現下の著しい情報通信技術の進展を踏まえ、わが国では、世界最先端の IT 国家を目指し各種の取り組みが行われている。その中でも、電子政府・電子自治体の構築は重要な課題と位置付けられている。利便性を考えれば、こうした番号制度についても、税務行政にとどまらず様々な行政分野で活用されることが望ましい。しかしながら、本来、こうした問題は、高度情報通信社会におけるわが国行政のあり方をどう考えるかといった見地から、政府全体として幅広い検討を行った上で、最終的には国民全体として判断すべき性格のものであろう。

いずれの場合であっても、当該番号が税務行政に活用される以上、法律上の根拠を持ち、全国一連の番号によって、大多数の国民を、二重付番なく生涯にわたってカバーし、番号を付与した後の住所・氏名等の異動を管理できる体制となっていることは最低限必要である。また、プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分確保されることが不可欠であろう。そうした意味からは、基礎年金番号を利用する「年金番号方式」については、法律上の根拠を付与し、年金非対象者等も含め広く全国民に自動的に付番する仕組みとするなどの改善が必要である。住民票コードについては、既に法律上の枠組みが存在することから、喫緊の課題として税務行政に活用される番号制度を早急に導入する必要がある場合には、「住民基本台帳方式」を採ることが現実的であろう。ただしその場合には、住民票コードの民間利用を許容することが必要となる。

二) 納税者番号それ自体はあくまでも名寄せ・突合のための道具に過ぎず、支払調書等の資料情報制度があってはじめて有効に機能するものである。こうした意味で、今後とも資料情報制度を一層充実させていくべきである。